

I 目的

研究活動における不正行為への対応は、研究者自身の規律や科学コミュニティの自律を基本としながらも、本学は健全な研究活動に向け、責任をもって不正行為の防止に関わり、その対応を図るための基本的指針を示すものである。なお、本要項に定めのない事項の運用に当たっては、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン(平成26年8月26日文部科学大臣決定)」を参考にして対処するものとする。

II 研究活動の不正行為等の定義

1. 対象となる不正行為

本要項の対象となる研究活動とは、学外資金(競争的資金等を含む)・学内研究費(個人研究費等)に係る研究活動及び学内外の研究活動であり、対象となる不正行為は、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん及び盗用・盗作である。

2. 対象となる範囲

対象となる範囲は、学外資金・学内研究費に係る本学内における研究活動及び本学発行の刊行物(『紀要』『作品集』等)への発表並びに学会誌等の学外での発表に関する研究活動とする。なお、学外資金には企業からの資金も含み、競争的資金とは内閣府において「競争的資金」として整理されているものとする。

3. 対象となる研究者

対象となる研究者は、本学の専任教員・特任教員・非常勤教員とする。

III 不正防止の体制

1. 統括責任者

学長は、本要項に定める不正行為があった場合の調査等、その対応に関して統括する。

2. 研究倫理教育

研究者に対しては本要項を周知させるとともに学生に対しては研究倫理教育を実施する。

3. 研究者の責務

研究者は研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、研究資料、データ等を一定期間(原則として10年間)保存・管理し、開示の必要性がある場合にはこれを開示しなくてはならない。

IV 告発等の受付

1. 告発・相談の受付体制

- ① 不正行為に関する告発・相談の受付窓口は学務課とし、名称、場所、連絡先、受付方法等を定め、ホームページ等で内外に周知する。
- ② 告発・相談を受けた受付窓口は、その内容について学長に報告する。
- ③ 告発・相談は書面、ファクシミリ、電子メール、電話、面談等により直接行われるべきものとする。
- ④ 告発・相談の内容が受付窓口担当者と利害関係を持つ事案の場合には、他の者が受付窓口を担当するものとする。

2. 告発等の取扱い

- ① 不正行為の事実について告発するものを告発として取り扱い、不正行為にあたるか否かの解釈等対応について助力・助言を求めるものを相談として取り扱う。
- ② 受付窓口担当者は、相談の内容について相当の理由があると認めた場合は、告発の意思があるか否かを確認する。
- ③ 告発は、原則として受付窓口に対して顕名により行われ、不正行為を行ったとされる研究者・グループ及び不正行為の様態等事案の内容が明示され、かつ不正とする合理性のある理由が示されているもののみを受付ける。ただし、匿名による告発があった場合、告発の内容に応じ、顕名の告発があった場合に準じた取扱いをすることができる。
- ④ 報道や学会又はインターネット等により、上記Ⅱの3に該当する研究者に不正行為の疑いが指摘された場合は、匿名の告発があった場合に準じて取り扱う。
- ⑤ 不正行為が行われようとしているなどの告発等に対しては、必要に応じ調査委員会を設け、当該内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたものについては、学長が警告を行う。

3. 告発者・被告発者の取扱い

- ① 受付窓口担当者及び調査関係者は、告発内容や告発者の秘密を守るとともに、告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。
- ② 悪意に基づく告発を防止するため、告発は原則として顕名によるもののみ受け付けることや、告発には不正とする合理性のある理由を示すことが必要であること、告発者には調査に協力を求める場合があること、調査の結果悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、氏名の公表や懲戒処分、刑事告発などがありうることを、ホームページ上に上記1①とともに掲示し、あらかじめ周知を図る。
- ③ 悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことや相当な理由なしに単に告発されたことのみをもって、告発者及び被告発者に対し、研

究活動の禁止や懲戒処分等不利益な取扱いを行わない。

V 告発等に係る事案の調査

1. 調査を行う機関

- ① 上記Ⅳの1①の報告を受けた学長は、速やかに調査委員会を設置し調査に当たらせる。
- ② 調査委員会及び下記2(2)①の調査チームは、学長が指名した者で構成する。
- ③ 調査は、原則として、本学に告発された事案について行うが、被告発者が複数の研究機関に所属する場合、所属する複数の機関と合同で調査する場合もある。
- ④ 調査委員会は、調査について他の研究機関や学会、協会等の科学コミュニティに委託・協力要請をすることができる。

2. 告発等に対する調査体制・方法

(1) 予備調査

- ① 調査委員会は、告発内容の合理性、不正行為の可能性等について、速やかに予備調査を行う。なお、必要に応じ、下記(2)①に基づく調査チームを設置して予備調査に当たらせることができる。
- ② 調査委員会は、30日以内に本調査を行うか否かを決定し、行う場合には、学長は、告発者及び被告発者と必要に応じてその所属機関（以下「その所属機関」という。）に通知し、調査への協力を求めるとともに、資金配分機関（民間機関も含む。以下同じ。）及び文部科学省に報告する。本調査は実施決定後30日以内に開始される。
- ③ 本調査を行わない場合には、学長は、告発者にその旨を理由を付して通知するとともに、予備調査に係る資料等を保存し、必要であれば資金配分機関等や告発者の求めに応じ開示する。

(2) 本調査

① 調査体制

(ア) 学長は、本調査に当たっては、当該研究分野の研究者であって本学に属さない者を半数以上含む調査チームを設置し、チーム委員の氏名や所属を告発者及び被告発者に示すものとする。なお、チーム委員は告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

(イ) 告発者及び被告発者は、上記(ア)の提示に対し正当な理由がある場合、提示を受けてから7日以内に異議を申し立てることができる。

(ウ) 学長は、上記(イ)の異議申立てが妥当であると判断した場合には、当該異議に係るチーム委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

② 調査方法・権限

(ア) 本調査は、指摘された当該研究活動に係る論文、作品、素材、機材、

実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒヤリング、再実験・再制作の要請などにより行われる。この際、被告発者の弁明の聴取が行われなければならない。なお、被告発者には再現性を示すための機会、期限が保障されるが、引き伸ばし目的のものは認められない。

(イ) 学長は、上記(ア)に関して、調査チームの調査権限について定め、関係者に周知する。この調査権限に基づく調査チームの調査に対し、告発者及び被告発者などの関係者は協力しなければならない。また、他機関での調査を要する場合は当該機関に協力を要請する。

③ 証拠の保全処置

学長は、本調査に当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。なお、異なる研究機関で告発された事案に係る研究活動が本学で行われた場合には、当該機関の依頼に応じ、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。

④ 研究又は技術上の情報の保護

調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文、作品、素材、機材等の研究・制作又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮する。

3. 認定

(1) 認定

① 調査チームは、本調査の開始後150日以内に調査内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容、不正行為に関与した者とその関与の度合い、不正行為と認定された研究活動に係る論文、作品、素材、機材等の各著者・制作者の当該論文、作品、素材、機材等及び当該研究活動における役割を認定する。

② 不正行為が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときには、調査チームは、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

③ 調査チームは、調査において被告発者が疑惑を晴らそうとする場合には、その説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的根拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行う。この場合、被告発者の説明及びその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いが覆されないときは、不正行為と認定される。また、被告発者が作品、素材、機材、生データや実験・観察ノート、実験試料等の不存など、本来存在すべき基本的な要素の不足により不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。

(2) 調査結果の通知及び報告

① 調査チームは、認定結果を直ちに調査委員会に報告する。

② 調査委員会は、認定結果を確認のうえ調査結果をまとめて学長に報告する。

- ③ 学長は、調査結果（認定を含む。）を速やかに告発者及び被告発者とその所属機関に通知するとともに、資金配分機関及び文部科学省に報告する。なお、悪意に基づく告発との認定があった場合には、告発者の所属機関にも通知する。
- (3) 不服申立て
- ① 不正行為と認定された被告発者は、2週間以内に、学長に対し不服申立てをすることができる。ただし、期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。なお、悪意に基づく告発と認定された告発者も、その認定について、前述の例により不服申し立てをすることができる。
- ② 学長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知するとともに、資金配分機関及び文部科学省に報告する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- ③ 不服申立ての審査は調査チームが行う。その際、不服申立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、学長は、チーム委員の交代若しくは追加、又は調査チームに代えて他の者に審査させることができる。
- ④ 被告発者による不服申立てについて、調査チーム（上記③の調査チームに代る者を含む。）は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、再調査を行うか否かを速やかに決定する。なお、却下すべきものと決定した場合には、直ちに調査委員会を經由して学長に報告し、学長は被告発者に当該決定を通知する。
- ⑤ 再調査を開始した場合は、50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに調査委員会を經由して学長に報告し、学長は、当該結果を被告発者とその所属機関及び告発者に通知するとともに、資金配分機関及び文部科学省に報告する。
- ⑥ 学長は、上記①の悪意に基づく告発と認定された告発者から不服申立てがあった場合には、告発者の所属機関及び被告発者に通知するとともに、資金配分機関及び文部科学省に報告する。
- ⑦ 調査チームは、上記⑥の不服申立てについては30日以内に再調査を行い、その結果を直ちに調査委員会を經由して学長に報告し、学長は、当該結果を告発者とその所属機関及び被告発者に通知するとともに、資金配分機関及び文部科学省に報告する。
- (4) 調査結果の公表及び対応措置
- ① 学長は、不正行為が行われたとの認定があった場合は、速やかに調査結果を公表する。公表する内容には、少なくとも不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、調査委員会及び調査チームが公表までに行った措置の内容が含まれる。
- ② 不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合又は研究活動上における故意によるものでない誤りであったときは、調査結果を公表する。
- ③ 悪意に基づく告発であったと認定された場合は、告発者の氏名・所属及び調査結果等を公表する。
- ④ 学長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文、作品

等の取下げ、訂正又はその他の措置を勧告する。

- ⑤ 学長は、調査委員会の調査報告を教授会に行うが、その後の処置については、理事会に報告し、理事会において審議する。